

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. くさの薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の運営を業務の適正な確保のために訪問を必要と認めた利用者に対し、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、平日の9：00～18：00、木曜日の8：00～16：00、土曜日の9：00～16：00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、福岡市、前原市、糸島市の区域とする。
(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

- ・片道 0 ～ 2 km 0 円
- ・片道 2 ～ km 実費

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

本規程は 平成32年 4月 1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取り扱いには以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類 : 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

平日: 9 : 00 ~ 18 : 00

木曜日: 8 : 00 ~ 16 : 00 土曜日: 9 : 00 ~ 16 : 00

休み: 日曜日、祝日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	517円/回	1,034円/回	1,551円/回
単一建物居住者が2~9人	378円/回	756円/回	1,134円/回
単一建物居住者が10人以上	341円/回	682円/回	1,023円/回
情報通信機器を用いる場合	45円/回	90円/回	135円/回

※麻薬の薬剤管理が必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

(電話: 092 - 642 - 7859 FAX: 092 - 642 - 7857)

所轄の介護保険担当窓口〔 城南区保険介護福祉課 〕

(電話: 092 - 642 - 7859 FAX: 092 - 642 - 7857)

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 0~2 km 0 円

・片道 2~10 km 実費

<薬剤の容器代> 原則として薬局より貸与する貸与時の保証金として1個につき実費を徴収

<患者へ調剤した医薬品の持参料> 患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料実費を徴収

<希望に基づく甘味剤等の添加> (治療上の必要性がなく、問題がない場合) 1製剤につき実費を徴収

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事(治療上の必要性がなく、問題がない場合) 1週間分につき 20 円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX> (日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供) 希望により注文販売します 1200 ~ 相応費 円位 (商品により異なります)

福岡県知事指定介護保険事業所: 番号 第4041148471号

薬局名: くさの薬局 福岡市城南区鳥飼5丁目5番6号 tel:092-851-4585

管理薬剤師: 草野洋子

開設者: 草野仁

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	医薬品区分	定義及び解説		
	要指導医薬品	下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再審査を終えていないダイレクトOTC ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬		
	一般用医薬品	第1類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第14条第8項に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。（一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。）	
		第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。（一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。） 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。	
第3類医薬品		第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。（一般用医薬品の中で比較的风险が低い医薬品を指します。）		
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。（記載例）			
	○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。		要指導医薬品	
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について	○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。		第 類医薬品	
	○指定第2類医薬品は、2の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。		第②類医薬品	
	*要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。			
	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品については、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。			
	指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。			
	医薬品のリスク分類	情報提供等	相談があった場合の応答	対応する専門家
要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師
	第1類医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師
	指定第2類医薬品 第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者
	第3類医薬品	法令上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。			
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。			
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 0120-149-931 9:00～17:00（月～金 祝日・年末年始除く）			
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。			
苦情相談窓口	所轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所名： 電話番号 — — 受付時間 : ~ :			

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

- 許可区分：薬局
- 許可証の記載事項
 - ・薬局開設者名：
 - ・薬局名：
 - ・許可番号：
 - ・許可年月日：
 - ・有効期間：
 - ・所在地：
 - ・所轄自治体名：
- 薬局管理者：氏名（薬剤師）
- 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
 - 薬剤師：氏名
担当業務
 - 登録販売者（従事した期間が2年以上）
氏名
担当業務
 - 登録販売者（従事した期間が2年未満）
氏名
担当業務

- 取り扱う医薬品の区分

要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品
第2類医薬品	第3類医薬品	

- 勤務者の名札等による区別
 - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
 - ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札を付けています。

- ① 営業時間での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 定休日： : ~ :
 - ・ 連絡先： :
- ② 営業時間外での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 連絡先： : ~ :
 - ・ 連絡先： :
- ③ 営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
 - ・ : ~ :
8. 緊急時における連絡先
 - ・ 連絡先： :

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・き損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合にはこれを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
- (8) 個人情報の漏えい、滅失、き損により、個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人への通知を行います。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・き損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開設者	:
個人情報取扱責任者	:
(お問い合わせ先)	:〒
電話番号	:
ファクシミリ	:
ホームページ	:
Eメール	:

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 (4 / 28 / 50 / 60点)	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45 / 59点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)	医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療加算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんと同意を得た場合、薬剤調製料の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急時等共同指導料」、「退院時共同指導料」、「経管投薬支援料」、「使用薬剤料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。

2・地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 (17 / 39 / 47点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

3・無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 (69 / 79点) 6歳未満の乳幼児の場合 (137 / 147点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日につき所定の点数を加算します。

4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
1: 単一建物診療患者が1人の場合 650点/回 2: 単一建物診療患者が2人以上 9人以下の場合 320点/回 3: 1及び2以外の場合 290点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 (59点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に算定します。

5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 (21 / 28 / 30点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を 満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応じます。
- { } 調剤基本料 { } の施設基準に該当します。
- 調剤基本料の注1ただし書に規定される(処方箋集中率等の状況によらず例外的に調剤基本料1を算定することができます)薬局に該当します。
- 調剤基本料の注2に規定される(特別調剤基本料を算定する)薬局に該当します。
- 調剤基本料の注4に規定される(調剤基本料を100分の50に減算する)薬局に該当します。
- 調剤基本料の注8に規定される(調剤基本料の減算対象に該当する)薬局に該当します。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実績を有します。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っています。
- 保険医療機関や患者さん等の求めに応じて服用薬の情報提供を行った実績を有します。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 麻薬の調剤実績を有します。
- 重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有します。
- かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 外来服薬支援料1の算定実績を有します。
- 服用薬剤調製支援料の算定実績を有します。
- 服薬情報等提供料の算定実績を有します。
- 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 24時間調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの注意に関し指導を行います。
- 平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
- 管理薬剤師は別に定められた十分な経験を有します。
- 調剤従事者等の資質向上のための研修体制を整備しています。
- 常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
- プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
- 一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 医療材料及び衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 薬物療法的安全性向上に資する事例の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
- 直近3ヶ月に調剤した後発医薬品の数量割合が{ } %以上の実績を有します。
- 他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制を整備しています。
- 2人以上の薬剤師が勤務し、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットの設備を備え(他の施設と共同利用する場合を含む)、注射薬等の無菌的な製剤を行います。
- 多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に参加している保険薬剤師を配置しています。
- 服薬管理指導料の注13に規定される(手帳の活用実績が少ない)薬局に該当します。
- かかりつけ薬剤師と連携できる十分な経験を有する保険薬剤師を配置しています。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
- 高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。
- 管理医療機器の販売業の届出を行っています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。
明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っての旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点=10円です。計算例) 10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

調剤報酬点数表（令和4年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料			
① 調剤基本料 1	○	処方箋受付1回につき ②～④以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 a) 月4,000回超かつ集中率70%超 b) 月2,000回超かつ集中率85%超 c) 月1,800回超かつ集中率95%超 d) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の保険医療機関は合算 ※2. 同一グループの保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関 が同一の場合は、当該処方箋受付回数を合算	4.2点
② 調剤基本料 2	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店数）の合計および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 a) 同一グループ 月40万回超（または300店数以上） b) 同一グループ 月4万回超～40万回以下かつ集中率85%超 c) 同一グループ 月3.5万回超～4万回以下かつ集中率95%超 d) 同一グループ 月3.5万回超（または300店数以上）かつ特定の保険医療機関と不動産の賃借権取得あり	26点
③ 調剤基本料 3	○	次のいずれかに該当する保険薬局 a) 保険医療機関と特別な関係（敷地内）かつ集中率70%超 b) 調剤基本料1に係る届出を行っていない ※特定支拂体別加算、後発医薬品調剤体制加算は▲20%で算定 1) 分科調剤につき（1処方箋の2回目のみ） 2) 1分科調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	7点（減算適用時の下限 3点）
④ 特別調剤基本料	○	調剤基本料1の保険薬局（必須3＋選択1） 調剤基本料1以外の保険薬局（地域支援体制加算1＋選択3以上） 調剤基本料1以外の保険薬局（商業小売業＋必須2＋選択1以上） 調剤基本料1以外の保険薬局（選択3以上） 地域支援体制加算 後発医薬品調剤体制加算1 後発医薬品調剤体制加算2 後発医薬品調剤体制加算3 後発医薬品減算	5点 5点 39点 47点 17点 39点 2点 21点 28点 30点 ▲5点
分別調剤（長期保存の困難性等） （後発医薬品の試用）	○		5点 5点
地域支援体制加算1	○		39点
地域支援体制加算2	○		47点
地域支援体制加算3	○		17点
地域支援体制加算4	○		39点
地域強化加算	○		2点
後発医薬品調剤体制加算1	○		21点
後発医薬品調剤体制加算2	○		28点
後発医薬品調剤体制加算3	○		30点
後発医薬品減算	○		▲5点
薬剤調剤料			
内服薬	○	1剤につき、3剤分まで	24点
注射薬	○	1剤につき、3剤分まで	21点
外用薬	○	1剤につき、3剤分まで	190点
内服外用剤	○	1剤につき、3剤分まで	7日分以下 190点 8～28日分 190点＋1日分×10点 29日分以上 400点
皮下注射薬用製剤加算	○	内服薬のみ	26点
無菌薬再処理加算	○	1日につき ※※注射薬のみ	10点
中心静脈栄養法用輸液	○		80点
抗悪性腫瘍剤	○		59点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 59点（6歳未満 137点） 麻薬 70点、麻薬以外 8点
麻薬	○		
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、麻薬）	○		1剤につき 20点
自薬製剤加算（内服薬）	○		1剤につき 45点
錠剤、丸剤、か? 粉剤、散剤、顆粒剤、1.1剤	○		7日分につき 20点
液剤	○		45点
自家製剤加算（中服薬）	○		1剤につき 90点
錠剤、丸剤、か? 粉剤、散剤、顆粒剤、1.1剤	○		45点
液剤	○		90点
自家製剤加算（外用薬）	○		1剤につき 75点
錠剤、か? 粉剤、か? 硬膏剤、ガ? 剤、リ? 剤、サ? 剤、点? 剤、点? 点? 剤、洗眼剤、洗眼液	○		45点
計量混合調剤加算	○		35点
液剤	○		45点
散剤、顆粒剤	○		80点
軟? 硬膏剤	○		90点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	○		75点
夜間・休日等加算	○		45点
在宅患者調剤加算	○		35点
処方箋受付1回につき	○		40点
在宅患者調剤加算	○		15点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料			
① 内服薬あり			7日分以下 4点 8～14日分 26点 15～28日分 50点 29日分以上 60点
② ①以外			4点
薬投薬・相互作用等防止加算	○	処方箋変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 30点
調剤管理加算	○	複数の保険機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来時時 3点
薬学的保険医療情報活用加算	○	月1回まで、オンライン薬情報システムを導入、薬剤情報等取得 ※薬剤情報等の取得が困難な場合は3月に1回まで（令6.3.31まで）	2回目以降（処方変更・追加あり） 3点（薬剤情報等が取得困難 1点）
薬学管理指導料			
① 通常（②～③以外）	○	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供、煎薬指導 3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外 オンラインによる場合も含む	再調剤 45点、それ以外 59点 45点
② 特別業務者人ホーム入所者	○	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）	○	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算	○		22点
特定薬剤管理指導加算1	○	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
乳幼児服薬指導加算	○	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	○	3月に1回まで	35点
調剤後薬剤管理指導加算	○	月1回まで（地域支援体制加算に係る届出薬局に限る）	60点
調剤後薬剤管理指導加算	○	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師 指導料等の算定患者	13点 59点

かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき	76点
麻薬管理指導加算	○		22点
特定薬剤管理指導加算 1	○	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
乳幼児服薬指導加算	○	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	350点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1	○	月1回まで	185点
外来服薬支援料 2	○	一化支援、内服薬のみ	7日分につき 34点 (43日分以上 240点)
服用薬剤調整支援料 1	○	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで 内服薬6種類以上→処方医への薬剤指導等の解消提案、3月に1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	○	重症疾患等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
服薬情報管理指導料 1	○	医療機関からの求め、月1回まで	30点
服薬情報管理指導料 2	○	薬剤師が必要性ありと判断（月1回まで）、患者・家族からの求め	20点
服薬情報管理指導料 3	○	医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2～9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	在宅薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて） 650点 320点 290点 59点
麻薬管理指導加算	○		100点（オンライン 22点）
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料	250点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点（オンライン 12点）
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の発症 ② ①以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	500点 200点 200点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	100点（オンライン 22点）
麻薬管理指導加算	○		59点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料	250点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点（オンライン 12点）
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	700点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	30点
乳幼児加算	○	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	○	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	100点
麻薬管理指導加算	○		250点